

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷二十第

行發日一月五年十正大

論叢

戰後に於ける獨逸の財産税を論ず . . . 法學博士 小川郷太郎
 利潤配分實施上の諸問題 . . . 法學博士 田島錦治
 需要曲線供給曲線及び價格曲線 . . . 法學博士 河上肇
 戰後獨逸の社會主義運動 . . . 法學博士 河田嗣郎

時論

稅制整理の主要問題に就きて . . . 法學博士 神戸正雄

說苑

舊岩國藩の製紙原料保護政策 . . . 經濟學士 吉川元光
 我國在來の商業帳簿 . . . 法學士 大森研造
 所得と勞賃 . . . 經濟學士 堀經夫

雜錄

Lewis の公共福祉觀 . . . 法學博士 財部靜治
 最近我國に於る地方費の組成と増加 . . . 經濟學士 小山田小七
 國際勞働立法 . . . 法學博士 河田嗣郎

税制整理の主要問題に就きて

神 戸 正 雄

(一)

今や我邦にては税制を整理すべきの必要に迫られて居る。従來の税制は必要の起るに随つて追補せられ、随ふて聯絡統一を缺く嫌がある。其の或ものの如きは基礎が陳腐で大に時勢に合はない。之を時勢に顧みて適切に而かも聯絡統一を得せしめなければならぬ。此の如きは其整理自身の必要なるが爲めのみでなく、他日一層の増收を必要とする時機に接した場合に處するにも必要であつて、若も税制を今日の儘にして置いて他日必要に迫られて増税をするならば、其結果は必ずや寒心すべきものでなければならぬ。で速かに今の際に之を整理して置くことが適當にして策の得たるものと考へらるる。そして此税制は固より局部々々を見て補修してはならぬ。全體を見て行かなければならぬ。即ち直接税ばかりでなく、間接税にも、及特に地方税とも交渉に於て改良の方策を講じなければならぬ。恐らく我邦の全體の税制の中で最缺陷あるものは地方税であつて、

此大缺陷を忘却して、單に國税について改革を論ずるが如きは太しき偏見である。併し實際世の論者の多くは此種のものに屬するのである。反省を乞はなければならぬ。斯くて我税制中最多く改革の必要あるのは此地方税也といふても良き程であるから、此にも重きを置きて税制改革を考慮しなければならぬ。併し茲に私は税制の凡べてに亘つて詳しき批評并に見解を縷説する暇を持たぬ。唯だ特に直接國税の而かも基本的なるものの改革案に就いての私見を述べやうと思ふ。其は固より前にいふ如く大局の上からの考察を爲しつゝ述べることを期する。特に此直接國税の體系如何は直ちに地方直接税に關係する所が重大であるから、直接國税其ものの見地に立ちて考察するのみならず、同時に地方税の見地に立ちても考察しなくてはならぬ。

(二)

斯くて今茲に問題を少しく限定して直接國税の革新を述ぶるとして、尙ほ一つ注意を要するは、税制の議論をするのには單に一二若干の論點を偏執しないことである。實際家の議論を聞けば斯種の弊に陥るものの多きことは洵に遺憾である。此問題については是非とも出来るだけ多方面より検討して各般の要求を最良く充たすに足るものを選むことしなければならぬ。直接國税體系を論ずるに就いても固より此を期すべく、或は公平課税の觀察點に訴へ、或は財政の收入及技術上の便否、國民經濟及社會政策上の利害を考へ、苟くも一方的なる偏見に陥つてはならぬ。

尙又之が批評及觀察に就きて慎むべきは各人が各自の利害又は其關係社會階級の利害に捉はれざることである。若も各人が、或税制が自己に不利を齎らすの故に強めて其の之に避くべからざる若干の缺點を高調して、非難を加ふるならば、他の反對利害關係者亦之を爲して互に相譲らず、遂に歸着する所を知らぬこともならう。凡そ租税制度に完全無缺なものはない。唯夫れ比較的多くの要求を充たすものはある。仍も吾人は斯の如きものを求めなくてはならぬ。公平冷靜の態度を持し國家全局の利益を考へて之を求めねばならぬ。併し遺憾ながら政治家實業家は大むね其利害の打算から吾田引水の見解を尤もらしく主張する嫌がある。此等の人々の集團たる會合の意見も遂に之に歸着する傾がある。局外者は嚴重なる監視を忘れてはならぬ。

(三)

偕て直接國税といふても之に屬する税目は雑多のものであり得る。直接税間接税の區別を學問上からいへば實は面倒なことであつて、學者の意見區々に亘つて居る。今之を説く暇を持たぬ。併し日本の行政の實際にては所得税、地租、營業税、鑛業税、賣藥營業税、相續税、登録税、通行税等を凡べて直接税として取扱つて居る。が此中にて鑛業税以下の諸税は補充的附隨的のものであつて、税制の根幹を成すべき資格はない。所得税地租營業税此三のものが實に税制の根幹となり大極柱となるべきものである。此三税を何う改革するか、此を其儘として改修するか、別に

新なるものを作り直すか、此が最大な問題である。之につき理論上も一應の根據があり且つ實際の法例も隨て經驗も存するものでは、(一)地租營業税を全廢して代ふるに財産税を以てし、之に所得税を按排するの制度(隨つて地租營業税を地方財政に委讓することになる)、(二)均しく地租營業税を止めて代ふるに特別所得税(勤勞所得以外の各種所得に各別に課税する所の)を以てし、之に一般所得税を並び行はしむる制度(隨ふて此にても地租營業税は之を地方に委讓することとなる)、(三)地租營業税を改良して保存し、別に家屋税資本利子税を加へ、之等と所得税とを並行せしむる制度の三の外ない。理想上からいへば消費的所得税、又は奢侈的支出税なども考へらるゝが、今の日本に之を強ゆるのは聊か無理であらう。私一箇として理論上は之に重きを置くけれども、實際問題としては暫らく之を主張しない。其他實際論として、右の第三案たる收益税所得税の上に、第一案の財産税を加へて、收益所得財産税案を立てることも出来る。此も各種の税の特徴を凡べて利用しやうといふので確かに一の案ではあるが、餘り多種のものを採り過ぐる。即ち繁雜になり過るといふ非難を免れぬ。で矢張り今直接國税の根幹を何うするかといへば、上の三案の如く、何か二の種類のものゝ組合せによりて互に補充して行かすことを選む外ない。其れから又此三案の中の何れかを採るとしても、案其ものの立て方が色々に工夫せられる。其を今一々説述し論議する暇を持たぬ。此等は暫らく他日に譲り、茲には各種のものが其性質上普通に採

るべきものを採ると前提して議論を進めやうと思ふ。

(四)

偕て直接國稅の根幹を前記三案中の何れに改造するかといふことに就いては私は第一案即ち所得稅財產稅を組合せたるものを最適切と考ふる。下に其理由を述べやう。

(第一) 國稅其ものゝ見地に於ける理由

(甲) 公平課稅標準の上より

(A) 一般及特別所得稅案の批評——租稅の第一要求が其公平を得ること、詳しくいへば各人の能力に對し公平なる負擔を課するを得るにあることは言を待たぬ。而して此見地に立ちて夫の三案を比較すれば第二案たる一般又特別所得稅の結合を以て最適切とすべきに似て居る。蓋し所得の大小は能力の大小の最直接なる標準であるからである。併し此は實は皮相の觀察で、事物の真相を得たものとはいへない。其故如何。

(い) 曰く夫の所得を課稅物件及標準とする稅が最公平也といふことは、第一所得稅たる一般所得稅には適切であるが、第二の所得稅たる特別所得稅には必ずしも當らない。若も第一第二所得稅共に頗る輕易であるならば、第二即ち特別所得稅も左まで弊害を生せず、此もが先づ公平に適ふといへるか知らぬが、第一所得稅が既に我が現行法の程度のものであるならば、此上に課せ

らるべき、地租營業税の代りとして課せらるべき第二所得税は、結局同一所得に對して二重の課税を爲すことに依りて生ずべき負擔の過重を著しく感せしむることゝなつて、所得税を逃れんとする誘惑が著大となり、人々は出来るだけ所得申告を少くしやうとし、及所得税の課せられざる隱然たる所得(土地の自然増價、自家住居用不動産、骨董品の生ずる無形所得の如き)を擧げんことを計るものが増加することゝなつて、若も第一所得税のみであつたならば、生ずべかりし所の公平は破られ、累を第一所得税に及ぼして折角の第一所得税を不公平のものたらしめ、又は一層不公平のものとならしめ、第二所得税も亦た不公平のものとならなければならぬ。特に右の國税たる第一及第二所得税の外に地方の爲めの附加税の存することを考慮するときは、同一所得が四重の課税をも被むることゝなつて、夫の誘惑は頗る大なものとならなければならぬ。

(ろ) 次ぎには元來第一所得税に若干の不公平の存するを免れぬが、其が第二所得税といふ均しく所得を標準とするものでは其不公平を緩和することが出来ないで、一層増長することゝなるを免れない。そして第一所得税に若干の不公平の存するを免れずといふのは、一方には所得の捕捉が容易でなく、若干の脱税が存し、其の爲め多少の不公平を免れぬといふことがあり、他方には假りに此が規定通り捕捉されたとしても、所得税の課せらるゝものと、所得税の課せられざる隱然たる所得及不規則なる収入にして所得税の課し難きものとの間に不公平の存するを免れざ

ることのあるを指すのである。

(は)而して又第二所得税では固より所得源の種類によりて税率に差等が附せられ、例之、不動産、資本は百分五とか、營業ならば百分の三といふが如くに分級せられるであらうが、其等差は到底獨斷恣意也との非難を免れない。假りに不動産や資本の如き純物的の所得に百分の五を課することを至當とし其を土臺とするも、然らば何故に營業の所得に百分の三を至當とするや。營業には物的方の貢献と人的方の貢献とが混合するといふも、果して其程度が物的方のみ貢献する場合に於ける五に對する三を至當とするや。五、三などいふ數其ものを如何に變へたにしても問題は起る。假りに平均的に然りとしても、均しく營業といふ中にも人的方の貢献の度合は同でない。或は之を適當とするものもあらうし、又之を不當とするものもあらう。且つや同じく不動産といひ資本といふも、其生ずる所得額は以て其所得の表示する能力の大小を示すものとはいひ得ない。同種同額の物的所得であつても其確實度が異り、隨ふて所得者に於ける能力に相違を生ぜしむることがあり得る。然れば夫の第二所得税に於て普通に選まるべき税率の等差は未だ以て適切なる差等とは認められない。

(に)而して第二所得税にても自ら小所得に對する免税點はあつても、其は恐らく餘りに低きものとならう。例之第一所得税の免税點が八百圓とするならば、分別的なる第二所得税の方は

不動産、資本には各、二百圓、營業には四百圓といふが如くに定むるのが至當とならう。併しさうなる小所得者を宥恕する所以でないことになる。各箇の場合に於て随分氣の毒なる納税義務者を生ずることになる。且つ夫れ税率もが此特別所得税であれば累進といふ譯に往かず、比例となり、隨ては又小所得者に對して殘酷となるを免れない。

(ほ)尚ほ實際論として、第二又は特別所得税を採るの結果は、我現行所得税の第二種所得は此第一所得税又は一般所得税にては、第三種所得に綜合しなくてはならなくなる。然るときは此種の所得は其綜合の處で所詮遁脱さるゝことが多くなる。是れ亦た第二所得税の缺點である。第二所得税其ものゝ處で遁脱されないにしても、第一所得税の處で遁脱さるゝことになる。

(B) 所得及収益税案の批評

(い)此案にては、其収益税は、前記第二所得税が第一所得税と同一課税標準たる純所得額(第一所得税法に依り得られたる)を其標準とする(尤も其分別的なる點に於て綜合的なる第一所得税と異なる)のと違つて、土地家屋の賃貸價格、資本の收入利子金額といふが如き總收額(尤も土地家屋の課税標準を其賣買時價とすることも出来る。が収益税である以上はむしろ収益に依るとして暫らく賃貸價格を採る)を標準とするだけに於て第一即ち一般所得税とは別異な標準を採ることとなり、同一物に二重の負擔を置くといふ非難を免るゝを得るが、併し總收といひ純所

得といひたりとて、其間の距離は遠くなく、殆んど同一物といひ得べきだけにては、總收に對する收益税の賦課があるに於て、純所得に對する所得税の所得の申告にても之を少くしやうといふことが行はれ、假令第二所得税に比して程度は低きにせよ、此收益税にても齊しく第一所得税の公平を傷くる弊を免れない。收益税に於て其營業税の課税標準を收益に依ることになれば此も同様の非難を免れない。が此にて外形標準主義を採れば此非難は免れることが出来る。

(ろ) 收益税は又第一所得税と多少異つた課税標準に依ること右いふ所の如きだけにては、多少第一所得税の避くべからざる不公平を緩和することになるが、其相去ること遠からざるだけに於て其力薄弱なるを免れない。特に此等の税（收益税及所得税）の物件とならざる物（骨董品）又は其の之となる程度の輕きもの（不動産）に投資しやうといふ傾は之を除くことを得ない。少くとも此點に於ては收益税は所得税に避くべからざる不公平を増長することゝなる。

(は) 更らに收益税に依りては、異種の收益の間に負擔の公平を得るやに疑がある。假りに資本、土地、建物といふが如き大な種類では大體に於て或關係的に公平な税率が見出されたとしても、例之、資本の總收に對する四分五厘、土地の其に對する四分、建物の其に對する三分五厘により大體に於て關係的の公平が得られたとするも、土地の中に就き、將た建物の中に就き、特に資本の中には同一額の收益を擧ぐるものにも、其確實の程度同一でない。然るに收益額を基礎と

する収益税では普通其處まで斟酌しない。又斟酌することは出来ない。假りに此の如きことは資本、土地、家屋といふ如き各種類を單位とし、其大體上の考察に止むるの外なきものとし、且つ前の數字的關係を以て略ぼ負擔の公平に近いものとしても、營業に就き便宜上外形標準主義を採るならば此と彼との間の負擔の公平を得たるやにつき更らに不明確なるものあるを免れぬ(そして此營業にては収益に依ること難く、勢ひ外形標準主義を選ぶ傾が大い)。

(に) 収益税が兎角免税點を缺き(外形標準主義の營業税では、從來の我國營業税の例に依るも免税點が與へらるゝが、之を別とし其他にては)且つ税率の比例であることもが、小所得者に對する過重負擔といふ非難を免るゝを得ぬ。

(は) 尙ほ(A)のほにいへることは収益税の資本金子税につきても生ずる。

(C) 財産及所得税案の批評——然るに財産及所得税案では

(い) 其財産税が所得とは全く別箇の方面を捕捉するから、之を課する爲めに第一所得税に於ける課税物件及標準たる所得に二重に課せらるといふ嫌は全く之を免るゝ。此あるが爲めに折角の所得税に於ける租税忌避を助長する恐は最少い。即ち所得税の公平を傷くる恐が最少い。

(ろ) 加之、夫の所得税制度に避くべからざる不公平を増長することゝもならぬ。むしろ財産税あるに依りて所得税に於ける不公平を緩和することゝなる。即ち所得税よりしては漏るゝ所の

自家住居用不動産、骨董品の生ずるが如き無収益にも及、特に不動産の價格騰貴に於ける不勞收益にも相當なる負擔を課することを得、或は一時的所得であつて所得税に於て所得として豫算すべからざるものゝ如き、其の租税を負擔し得べき力に至つては決して規則正しき所得に譲らない少くとも其一部はむしろ之よりも大なりと認めらるゝに拘らず、所得税よりしては多く漏るゝことゝなるを免れないのに、財産税の存するに於ては少くとも一部之を捕捉するを得る。而して此にいふ財産税が所得税に於ける不完全を補完するといふ作用は實際には頗る重要事であつて、今日の租税制度を立つるに當り單一税に依らないで各種の租税を結合して一の體系を爲さしめんとする主たる理由の一は、實に各税の有する特徴を利用して互に相補償せしむることにある。第一所得税に配するに此に近き第二所得税又は収益税を用ゆるのは、此と異なる程度の大なる財産税を以てするに如かない。

(は)財産税が第二所得税及収益税に勝る他の重要な點は、同一額の所得又は収益に於ける能力の度合を一層良く考慮することに屬する。財産的の力と人的の力との間に於ける差等の幾許を至當とするかを定むることは困難であるが、此點は第一、第二、第三の凡べての案に共通であるから、此三案の比較に於ては暫らく之を措くことを得る。唯だ問題は多少財産關係ある所得に對し、第一所得税以外に如何なる税を配するを適當とするかに屬するとして、第二所得税、収益税

共に、土地、建物、資本、營業といふが如き大種類によりて税率に等差を附する所であるが(收益税にて營業税に外形標準主義を採りたる場合を別とし)、同じく資本より生ずる同額の所得又は收益にても確實の程度の大小によりて能力に差異があり、同じく營業より生ずる同額の所得にても人的力の貢献の度合が同くないから、右の差等によりては未だ公平なる課税を爲したとはいふことを得ぬ。然るに財産税は特に財産の關するだけにて其大小に應じ所得税以外の特別の負擔を課し、更らに其所得又は收益の確實度をも其の財産價格に表現したる處にて捕捉し、更らには無形收益不勞收益までも及一時所得の結果をも捕捉するに於て、第二所得税や收益税の到底企及すべからざる能力差等の考慮を爲すものといふことを得る。

(に) 財産税の第二所得税及收益税に勝る他の點は免税點の相當に高く定められ得ること、累進税率の採り得ることである。是れ亦能力に應ずるに於て并に小所得者を宥恕するに於て重要な點である。

(は) 此に財産税につき疑問となるのは、此税が財産價額を標準とするのに、財産が必ずしも所得又は收益を生ぜず、時に全く無形又は觀念的の其をも生じないことがある(例之、騰貴の見込なき土地を而かも不利用の儘に放置する場合の如き)。或は無形收益を生じつゝあつても現實の有形的收益を生ぜざることがある(自家用居用の土地家屋)。或は時に或財産利用の結果

として利益を生じないで損失を生ずることもある(營業用財産)。此等のものに對する課税は財産其ものを沒收することゝなるの故に能力に應じたるものとはいひ難しといふことである。併し既に一旦、財産税なる制度を定めて各人の財産價格に應じた課税の行はるることとなつた以上は、而して其税率も過大でなく、優に普通人の注意に依る財産の收益にて擔はれ得る程度を超へない以上は、各人は一方に出来るだけ其財産を有利確實に投資利用せんことを企て、他方に享樂財産にして有形収益を生ぜざるものを適度に所持することに注意することとなるから、夫の税の結果として自然調節が行はれて、其税が所得に適當なものとなり、財産沒收となることなきを得やう。若夫れ營業不況の場合に於ける營業者の苦痛に至ては最も氣の毒ではあるが、此は収益税に於ける外形標準主義の營業税にも生ずる缺點であるのみならず、此の如き不況に遇ひ時に納税上大困難を感じるが如き者は他面時としては好景氣に遇ひて納税上頗る有利なる地位に立つことあるべきものとして、彼は此にて補償を有つべく、營業者にして國家に對する納税義務を尊重する以上は、豫め斯かる有利なる場合の反面に生ずることあるべき自己に不利なる場合を慮りて、平素用意を怠らざることを期すべきものである。

(へ)今一つ財産税の弱點は動産特に無記名證券(特に債券)、奢侈的動産、商品の脱税し易きことより生ずる不公平である。併し此種のごとは所得税にも収益税にも存する所で、例之、奢侈

的動産の如きは、初めより収益税の課税物件とも所得税の其ともならない所であり、無記各債券の如きは第二所得税を探るとしても、収益税に依るとしても、第一所得税の處にて遁脱となる傾があり、商品に至ては第二所得税に於ける營業所得としても、収益税に於ける外形標準としても捕捉の困難なるものなることを顧みなくてはならぬ。或は他人より債務を負ふことを口實として脱税を計るものありといふが、此の如きは結局、債權者に於ける財産價格として捕捉されることとなるから、多く患ふるに足らない。或は免稅點以下の小財産者に對する債務として申告するに至ては、多少之なきを保しないが、太しく多く行ふことはあるまいと信ずる。何れにせよ此弱點は出來るだけの注意を以て矯正することに依りて甘んずる外はない。

尙ほ此につき米國の財産税に此種の脱税の多いといふ實例は屢々財産税に對する非難として引用せらるるが、此の如きは同國の財産税が名は國稅といふても實は米國全體より見れば一の地方税として行はれたものともいふべく、爲めに動産が巧みに他州他地方に逃るるを得たのと、又一には同國の財政が從來久しく餘裕大なりしより、其稅務行政が自ら粗慢に流れた傾があつて動産が多く脱税することとなり、因習の久しき、今更ら之を改むるの難きにも因る。然るに我邦にて財産税を行ふとなれば事情の之と異なることを注意しなければならぬ。

(五)

(乙) 財政上より——租税は畢竟するに財政収入を充たすべきものであるから、其の良否は當に公平の標準のみに依りて判斷し去ることを許さない。尙ほ財政收入上の便否をも考慮しなくてはならぬ。而して其の之を財政上より見るとしても亦色々の觀察點がある。即ち先づ

(A) 財政々策的原則上——よりしては租税が收入十分原則と收入可動原則とに適合するや否や其の之に適合する程度如何が問題となる。而して

(い) 第一の收入十分原則よりして見れば財産税、第二所得税、四收益税共に一長一短ありて、畧ぼ同程度に之を充たすといひ得るが、唯其の特に此三のもの、間に著しき相違を生ずるのは

(ろ) 第二の收入可動原則に適應する資格である。此見地よりして平時事なきときは三者の間に甲乙なきが、一朝事ある場合に於て増率を行ひ、又其事止むに於て減率を行ふに就きては、各種財源に就きて課税し免税點なく又は低き免税點を有しつゝ、貧者富者に拘らず比例課税を行ふ所の收益税及収益税的なる第二所得税は適當でない。人税であつて相當に高き免税點を有し且つ累進率の適用され得る所の財産税は實に第一所得税に次いで最能く此資格を備ふるものである。實に財産税は平時に在ては穩なる累進に止め、一朝事あるときは激しき累進を行ふことによりて大なる收入を擧ぐるを得るであらう。加之直接税制度を補完するに於て必要なる一の交通税たる財産増價税の如き、假令平時にては之を課するに及ばずとするも、一朝有事の際に於ては必ずや之

なかるべからざる税である。而かも此税は其國に財産税の行はるゝこと久しいのでない以上は行ふことを得ぬ。之を考ふるも今に於て財産税を確立することは一朝有事の際に於ける我財政の基礎を安因にする所以である。更に

(B) 歳計上——よりして見るも財産税は他のものに勝る。即ち此に在りては其收納は其年の六月に初まり十二月に終らしめ、年度の上半より相當なる収入を擧げることを得て歳計上最便宜なることが出来る。此にては稅務行政上斯の如くになり得るの見込がある。然るに収益稅制度であると、地租の一大部、資本利子税の一大部は年度の下半に至らざれば收納されざるの不便があり、第二所得税に在ては凡べて全く年度の後半に偏重して歳計上の不便が大い。是れ亦た平時財政の處理に於て見逃すべからざる一事項である。

(C) 租稅技術上——より考ふるに、

(い) 財産税に於て動産中、無記名證券、他箇人に對する債券、商品貯藏高、骨董品其他の貴重品等につき捕捉難の存することは争はれないが、此等は各人の公德心に基く申告と、稅務當局の不斷の調査と、委員會の公平なる評定とによりて相當の度までは之を捕捉し得べしと思ふ。特に他箇人に對する債權は債務と對照さるゝことに依りて明かとなり、此點よりいへば所得税にてはむしろ遁脱さるゝ所の貸金利子が此財産税によりて一層長く捕捉さるゝといふ便がある。骨董

品其他の貴重品に至ては第二所得税にても収益税にても初めより捕捉せられない。無記名證券、商品につきては第二所得税、収益税にても均しく捕捉難の伴ふこと前にいふ如くであるから、此にいふ缺點は財産税のみの缺點でなく、むしろ財産税の爲めに一部は一層長く捕捉せられる位である。其他、一般に財産價格の決定についての面倒もあるが、此等は現存の税にても特に例之、相續税登録税などにも存する所で、此等のものと相待つて行はるゝに於て甚しき故障とはならぬであらう。

(ろ)他税の賦課を助成することに於ても財産税は収益税及第二所得税に勝る。財産増價税のことは前に説いたが、尙は所得税、相續税に至ては財産税にして生ずるに於て初めて之よりして一層長く課税物件を捕捉するを得る。尤も財産税は此二税よりしても其賦課上に利便を受け此と彼との間に交互助成の作用あることは見逃がすべからずである。此長所は収益税にも多少はあるけれども、其課税物件及標準が所得に近きだけ此方が實は小さい。而して第二所得税に至つては全く之を缺く。財産税の勝る一理由である。

(六)

(丙)國民經濟上より

(A)財産税の積極的利益——としては財産税は其の之なく單に所得税又は収益税のみなる場合

には不利用の儘に放置さるべき財産をしても出来るだけ利用することゝならしめ、而かも同一財産價格よりして出来るだけ大なる利益を擧げやうとして一層熱心に利用せしむることゝなるであらうといふことを擧げなければならぬ。其外、人は財産税あるに於ては、出来るだけ享樂財産を節することゝもなり、要するに此税が人をして勤勉質素ならしむるの傾を有つ。尤も得たる所得を一時的享樂に向けしむる嫌もないとはいへぬが、此の如きは財産税率の高さと國民の道義心とに係ること、國民にして甚しく墮落せず而して財産税にして過高でないならば、人々は財産税あるが爲めに一時的享樂に耽るよりは、財産の蓄積を行ひ且つ之を出来るだけ多産的に利用せんことを計ることゝならう。此點に於て財産税は所得とか収益とかの高さによりて税額の大小を生ずべき所得税収益税の及ぶべからざる長所を有つ。そして此は又國民經濟の發展を計ることの切なる現代の我邦では決して輕視すべきものでない。

(B) 財産税反對説の排斥——財産税は國民經濟上諸の非難を受くるが、今其重なるものを擧げて其探るに足らざることを示さう。

(い) 或は此財産税が財産元本の沒收とならぬかとの非難があるが、其は財産税の税率に係ることで、其甚しく高くない以上は格別のことはあるまいと思ふ。

(ろ) 或は農業者の爲めに其耕地整理を妨ぐることゝならずやとの非難がある。即ち農民又は

地主は其耕地整理費を投するも、地價騰貴せず租稅負擔の毫も増す所なきを感ずればこそ之を敢てするが、財産稅が行はれて其増價に應じて稅額の加重することを見るに於ては敢て之を爲さざるに至るであらうといふのである。併し凡そ耕地整理に在りては必ずしも直ちに土地の市價を騰貴しない。時に少くとも一時下落することさへある。假令騰貴するとしても、此に關係する土地は必ずしも全部が財産稅に關係しない。時としては殆んど全く此と關係なきことがある（凡べて此稅の免稅點以下の小財産家の所有なる場合）。又假令此に關係ありとしても、此稅は増價額の全部を沒收することとはならずして、多分其千分四とか、精々千分十とかいふものを取るに過ぎぬ。其土地の増價額は整理に依る增收額の還元したるものであり、土地の増價したる爲めに増加すべき稅額は全く其増加したる收益にて拂ひ得る程度のものである。斯かるものが彼等の改良を阻止するといふことは信するを得ぬ。特に大地主にとりては租稅の如何に拘らず、小作人の缺乏の爲めに耕地整理を行ふもある。何れにしても此稅が甚しく整理事業を阻止するとは考へられない。若強めて此事業を有利とすべき必要ありとするならば、耕地整理後一定若干年間は其價格の計算上に宥恕を與へ、又は一定若干年間、均しく之を與ふるにつき其程度を初めに大とし、一年毎に之を遞減する方法を用ゆることゝすれば良からう。

(は)或は市街地附近の田畑の所有者は其土地價格が實際收益に伴はない爲めに困却すること

とならずやとの非難がある。而して此の如き土地の所有者にして投機的の考にて之を買取り又は賣却せんとするが如きものに至ては固より之を宥恕するに及ばないが、夫の一定若干年といふ長い間、相續に依るの外は此の如き土地を賣買移轉せず、而かも現に農業的に利用する場合の如きには、本人の申請に依り時價と収益價格(収益を還元したる價格)との中間價格に依るが如き恩典を與ふるのは敢て不當でない。此の如き宥恕規定に設けらるゝならば、其以上は其土地價格が収益に伴はずとも致方なく、彼等が之を苦痛と感ずるに於ては、一層有利に利用することを講ずるの外なく、又此によりて多少都市の住居難を救済することゝならう。兎に角、非投機的なる農業地の所有者に對しては此財産税の困難につき多少救済するの途はある。そして右の救済は不徹底の嫌はあるが、一方に農業の保護及都會民の爲めの新鮮なる食料の供給と、他方には都會民の住居供給とを適當に計ることになる。

(七) (財産税は又二三地方(例之、外國出稼人の送金の多き處)の如く田畑に對する非常なる需要がありて之につき異常なる高價を見る處にても他の地方との鈞合上、不當也といはるゝ。併し此も前記の恩典の適用さるゝだけでは一部救済さるゝことが出来る。勿論近き時に現實に賣買さるゝものには適用されない。又其必要もない。

(丁) 社會上より

(A) 財産税の積極的利益——としては先づ

(い) 貧富者間又は有産者無産者間の感情を融和するを得ることを擧げなければならぬ。蓋し第二所得税では免稅點はあるが而かも極めて低く、此にては無産者も尙課税さるゝ機會を生ずる。收益税の多くのものに至ては全く免稅點を缺き、無産者も課税さるゝを免れない。然るに獨り財産税は稍高き免稅點を有し、財産より生ずる收益のみにて生活し得べき程の者は課せられ、多少の勤勞を爲すでなければ生活し能はざる者は免稅さるゝから、無産者又は貧者は此税あるに依りて初めて其負擔上、有産者よりも有利に特に宥恕さるゝことを痛切に感ずるを得て此に萬足し、有産者は其特殊有利なる境遇に對し無産者の負はざる特別の負擔を爲すことによりて安んずることを得るであらう。今や時世は有産者と無産者との反目をして益々烈しからしめやうとして居る。此際に當り租稅制度の上にも適當なる緩和手段を探ることの必要は大に之ありと信ずる。

(ろ) 次に財産税は農村社會問題を未然に緩和し防止するの效果があるであらう。蓋し農村にても時勢の變化によりて、土地兼併が益々多く行はれて、地主特に大地主と小作人との間には益々多く紛争を見ることゝならうとする。之を排除するには宜しく現在の田畑一町内外を有す小獨立農民を有利とし、且つ大地主の土地を割きて小作人に移し、小作人をして小獨立農民の

階級に上らしむることを計るべきである。然るに財産税は大體田畑二町内外以上の者に課することとなり(財産收益のみにて一家を維持し得ることを標準として財産税を定むとせば)、其以下の者を凡べて免税することとなるから、固より大地主は從來よりも一層重き負擔を負はなければならぬが、所謂小獨立農民の地位に至ては、從來よりも一層有利となり、此種のもを増加することには貢献するであらう。大地主は恐らく目前の不利を知るの故に、財産税に極力反對するであらうが、併し若も今日に於て此財産税を探らず小獨立農民を有利とすることにつき意を用ゐないならば、遂に社會的紛争を茂からしめて、大地主の地位を根底より覆へすことともならう。大地主の負擔は財産税の爲めに加重するに相違ないが、決して堪えられない程度のものでない。今に於て此堪へ得べきものを忍んで堪へなければ、遂に堪ゆべからざる苦みを受けなければならぬ。大地主は此際反省して可なりである。

(B) 財産税反對説の排斥——或は曰ふ、財産税を課し特に同居の家族の財産を凡べて合算して其高さに應じて累進率を課することになれば、一方には家の爲めに財産を殘し又は増加することを止めて、目前の享樂の爲めに消費することが多くなり、他方には出来るだけ多く分家して財産所有單位を多くし、隨ふては多數の家族同居するの美風を傷け、要するに我家族制度を破壊することゝならうと。如何にも財産税が多少此傾をもつことは争はれない。併し特に第二の分家を多

くすることは、既に一般の大勢であつて、假令税法の特別規定なくとも益々多くなるべき運命にあるから、之を以て強く財産税を非難するを得ぬ。且つ夫れ此同居家族合算主義は既に所得税にても採用した所であるから、財産税のみの非難にはならぬ。而して又人々が名義上の家を分つて經濟上の家に合致しやうとするのは、見様によりては家族制度破壊ではなくて、分家されたる其新なる家に於て家族制度が保存せられて居るともいひ得る。若夫れ第一の財産税ある爲めに家に屬する財産を増加しないといふに至ては、財産税率の如何に係ることで、其が甚しく高くない以上は斯の如きことにはなるまいと思ふ。若も他方に國民道義さへ健全であつて、家族尊重の精神さへ厚かつたならば、人は此税あるが爲めに財産を消盡しやうといふよりは、むしろ此あるが爲めに益々勤勉節儉を旨とすることゝなるであらう。家族制度を維持し家の經濟的繁榮を期するならば、財産税に反對するよりは、むしろ退いて家族制度尊重の教育を盛んにするに如かない。

(八)

(戊)政治上より——財産税を採用するの結果は從來選舉權を有したる土地所有の農民の一大部をして之を失はしむることゝなつて、政治上に大變動を生ずべしとの論がある。併し從來の直接國稅三圓といふ標準は從來の稅制を前提として定めたものであるから、假りに之を改めて新に財産稅が布かれたとして夫の程度の資格を維持する必要ありとするならば、別に之に該當するものを

選定すれば良い。例之假りに財産税が國家に採用されたとしても、地租等は大體今日の儘にて地方に於て保存さるゝであらうから、國及地方税を通じて三圓又は其他の若干圓以上を納むる者に選舉權を與ふることゝすれば可であらう。從來選舉權につき三圓の直接國税を納むると否とを以て許否を決したが、此は國税を負ふこと自身に強き根據あるのではなくて、唯だ適々政治能力を一定納税額にて計つたに止まる。之に代ふるに地方税を以てするも大なる不都合はない。或は直接税といふことに意味あるが如くにも考へらるゝが、併し近代の如く一般民の自覺が進んで間接税についても人々が意識して負擔することになれば、直接とか間接とかといふことの區別に重きを置くを得ぬことになる。尙ほ租税改革を行ふ以上は、第二所得税を採るにしても、收益税に依るにしても多少政治上に影響することになり、選舉資格につき若干の修訂は必要となる。政治上に變動を與ふるのは財産税採用の場合のみではない。

(九)

(第二) 地方税の見地に於ける理由——更らに進んで地方税の見地よりいふも財産及所得税案最良く、一般及特別所得税案は之に次ぎ、收益及所得税案最劣る。

(甲) 財産税對收益税

(A) 地租營業税につき——國家が直接税として所得税に配するに財産税を以てするときは、自

ら其の従來行はれたる地租營業稅は地方特別稅として地方に委讓せられることゝなるであらうし、若又國家が所得稅と收益稅とを維持する主義を採るならば、地方稅としては勢ひ國稅たる地租營業稅に對する附加稅を採るの外なきことゝなる。然るに此地租及營業稅に於ける地方特別稅主義と附加稅主義と何れを可とするやにつきては、全體上よりいへば特別稅主義を勝れりとすべきである。既に地方稅として特別稅主義を勝れりとするならば、此點よりしても亦國稅として財產稅を以て收益稅よりも選ぶべきものとしなくてはならぬ。而して此地租營業稅に於ける附加稅主義の長所の重なるものといへば全國統一を得るといふことゝ、地方稅務簡單なるといふこととである。然るに之に對し特別稅の長所は甚だ多く且つ適切なものである。即ち

(い) 第一に地方特別稅にては事情の變化に應じて課稅標準の修訂が、國稅隨て附加稅の下に於けるよりも一層容易且つ頻繁に行はれて一層公平なることが出来る。且つ國稅に避くべからざる不公平を増長するが如き附加稅の缺點をも有たない。(尤も各地方の特別稅の課稅標準を決定し變更するについては、之を國家の統一監督の下に立たしむべきである)

(ろ) 第二に右の如くにして地方特別稅の下に課稅標準の修訂の一層容易に行はるゝ結果は、時勢の進歩と共に大體に於て課稅標準が自動的に益々増加して租稅收入を増加することゝなり、地方財政上最有利となり、附加稅制の下にては到底收むべからざる利益がある。今後の地方財政

が此利益を利用しなかつたならば、時世の要求する新事業の如きは到底行ひ難いであらう。

(は) 更らに特別税として各地方に於て課税標準等を定むるに於ては、附加税の下に於けるよりも地方事情に適切ならしむるの注意、社會政策上の考慮、利益原則の加味等を行ふにも一層便利であらう。

(に) 第四には人民の租税によりて感ずる負擔の上より見るも、附加税の下には國税と附加税とが同時に又は少くとも聯絡して徴收さるゝことゝなるから、之を納むる人民をして此二のものを混同せしめ、國税重しといふ國家に不利なる感知を懐かしむることゝなり、又同一標準に對する二重負擔となり、脱税を多からしむる傾も多少ある。更らに多少は地方財政に累を及ぼさんことを恐れて國税改革を躊躇せしむるといふこともある。此等の諸弊は即ち附加税に於て見るべきも特別税には見られない。

(は) 政治上には特別税は地方當局者の責任感を厚からしめ、地方自治を發達せしむる所以といふこともある。

(B) 家屋税につき——今國家が収益税制度を採るとすれば、從來の地租營業税の外に、新に家屋税を起さなくてはならぬ。其結果としては從來地方に存したる家屋税は多少之を輕減するの外なく、地方としては此に一の新財源を求めなくてはならぬことになる。然るに他方、地租營業税の

附加税制度の下に収入増加難の存すること前にいふ如くであるとするれば、地方としては頗る困難なる地位に立つこととなるであらう。然るに財産税を採ることになれば、家屋税は大體現狀を維持するを得るの便がある（尤も従來、家屋税及其附加税の行はるゝは主として都市で、大正九年度豫算にて合計二千四百二十四萬圓に上ぼる）。

(C) 戸數割戸別割につき——地方に於ける戸數割戸別割の重要は頗る大い（九年度豫算にて計二億一千〇九十萬圓）。然るに其性質頗る曖昧で、其標準は地方により區々に亘るが、多くは見立により人々の經濟上の地位を測定して課するものである。斯くて時に富者に過重となり、時に貧者に過重となることもあつて、到底従來の如き見立標準は許すべからざるものである。宜しく此に明確なる標準を指定しなくてはならぬ。而して戸數及戸別割をして所得税地租營業税家屋税等よりも別箇獨立の地歩を得せしめやうとすれば、専ら各人の財産に依るか、又は少くとも主として財産に依りて即ち財産の外に所得、住居事情（住居の價値）を加味するかの外はない。而して其は國家が財産税を採用したときに初めて行ひ得べきことで、到底地方の力にて明確なる財産の測定の出來るものでない。故に此地方の爲めの大なる財源たる戸數割戸別割に確固たる基礎を與ふるが爲めにも國家に財産税の設けあるを可とする。即ち國家が財産税を起して比較的大な徵

税費を負擔するのは、一部は地方財政の爲めに確固たる基礎を與へんが爲めと見なければならぬ (尤も國家の財産税の爲めの財産調査は免稅點以下の小財産者には及ばないから、其れだけにては地方自ら測定を行はなければならぬ。けれども大財産家の財産が國家によりて調べられて居るときに、地方としては其仕事之餘程樂である)。

(一〇)

(乙) 財産税對特別所得税——前記收益税と對立して財産税につき述べたもの、中につき、第一と第二とは特別所得税が財産税と共通に有する所の利益で、此點に於て財産税と特別所得税とに甲乙はない。唯だ第三點に於ては特別所得税も財産税に讓らなければならぬ。

(一一)

(第三) 附帶の理由——以上の外、財産税につき一言すべきことは、此税に於ける財産額の調査の困難及隨て徵稅費の多大ならずやとの事である。併し此は第二所得税に比すれば兎に角なれども、收益税制の下に地租家屋稅營業稅等に於て要する徵收費と比して甚しく大なるものではあるまじく、假りに此が若干此よりも大としても、此徵收又は調査の費用は國家の財産税のみの費用ではなくて、諸多の税の費用であることを注意しなくてはならぬ。即ち前記の各處にいへる如く此財産税は結局、地方にとりては其戸數割戸別割に明確なる基礎を與へ、國家の爲めには所得税

相續税登録税及將來必要に應じて生ずることあるべき財産増價税等の基礎となり又は少くとも其補助材料となるを得る。更に今一つ考ふべきことは財産統計の重要である。凡そ文明國では各種の統計を完成することが其重要な政務の一である。此の如き統計は決して單に人口のみに限るべきでなく、必ずや各種産業の發達度、國民の所得、財産の總額并に其分配の狀態等の消長變遷を察して適切なる政治を行はなくてはならぬ。今茲に財産税を起すときは、之によりて財産統計に有力なる資料を與へることとなる。國民の財産額及其分配狀態の如き、財産税なくしては之を知るに太だ難い。財産税に關する費用の一部は此重要なる統計費とも見ることが得る。即ち財産税の困難多費は之によりて大に恕するに足る。